

大隅～宮崎交流促進事業（スタンプラリー）業務委託 仕様書

1 事業の目的

令和7年3月に都城志布志道路が全線開通し、移動時間の短縮が図られたことにより、宮崎県と大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。）がより一層身近になり、観光客の新たな周遊需要が生まれるなど、交流人口の増加に向けた機運が高まっている。この都城志布志道路を活用し、大隅地域の観光スポットを網羅したスタンプラリーを実施し、宮崎県を中心にPRを行い、大隅地域への誘客及び周遊を促進する。

2 履行期限

令和9年3月25日（木）

3 業務内容等

（1）実施期間及び実施回数

実施回数は1回以上とし、1回に対して3ヶ月以上とする。実施期間はスタンプラリーでの誘客が多く見込まれる時期とする。

※ 実際の実施期間は、委託者と協議の上決定するものとする。

（2）スポットの選定・調整

ア スタンプラリーの対象となる観光スポットを選定し、スタンプが獲得できるスポット（以下「スタンプスポット」という。）を選定する。スタンプスポットは、概ね25ヶ所程度とし、より回遊性の促進を図れるスタンプスポットを選定すること。なお、スタンプスポットは最終的に委託者と協議の上、決定すること。

イ 選定したスタンプスポットについては、受託者がスタンプラリーへの参加可否等を確認するなど必要な調整を行うこと。

（3）使用する媒体の制作・維持管理

ア 本スタンプラリーで使用する媒体は問わないものとする。（デジタル媒体及び紙媒体の併用可）

イ デジタル媒体の場合、スタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有しているものとし、システムには次の機能を備えること。

（ア）スタンプラリーに使用するシステムは受託者が用意し、実施期間中は24時間使用できるものとすること。

（イ）可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステムとすること。

（ウ）参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録等をすることにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。

（エ）スタンプ獲得の対象となるスポットやスタンプ獲得数について、参加者がモバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにすること。

（オ）スタンプの獲得は、二次元コード機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便

利な方法とすること。

- (カ) 参加者が獲得できるスタンプ数は、スタンプスポット1か所につき、1つとすること。
 - (キ) スタンプを獲得する際に、不正が行われないような仕様にすること。
 - (ク) 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。
 - (ケ) 実施期間における参加者等からのシステムエラー等に対するサポートについては受託者が対応すること。
- ウ 紙媒体の場合、スタンプラリー用スタンプ及び台紙を作成し、各スポットへのスタンプや消耗品等の配布・設置をすること。
- なお、スタンプラリー用スタンプはスタンプスポット毎に2個作成（予備を含む）し、企画、仕様及びデザイン等は、偽造防止に配慮したものとする。

(4) 当選者及び景品の選定

- ア 募集終了後、速やかに応募者の中から、委託者の同意を得た抽選方法により当選者を決定すること。
- イ 獲得スタンプ数に応じて応募できる景品とし、景品や選定者数は提案をもとに委託者と協議の上、決定する。
- ウ 景品は参加が多数見込めるもの及び大隅地域に関連するものとすること。
- エ 景品に関することについては、不当景品類及び不当表示防止法に留意した上で設定すること。
- オ 個人情報は、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡と発送のみに使用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。

(5) 広報・周知

- ア 参加者にコンテンツの内容を分かりやすく周知するため、広報PRツール（ポスター・チラシ、のぼり旗等）を作成すること。
- イ 「1 事業の目的」のとおり、宮崎県を中心に周知するとともに、大隅地域及び、大隅周辺地域にも周知するためにメディアやSNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。
- ウ 広報活動は、遅くともスタンプラリー開始の1か月前には開始すること。
- エ 県ホームページやSNSに掲載するためのPDF及び画像形式のデータを作成し、提出すること。

(6) 問合せ対応

ア 実施期間は運営事務局を設置し、スタンプラリーに関する問合せ等の対応を行うこと。

イ 対応が困難なものに対しては、委託者と協議の上、対応を決定すること。

ウ 問合せ内容及び対応結果については、委託者の求めに応じて、その都度、提出すること。

(7) 個人情報の管理

当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏洩防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(8) アンケートの実施

応募者に対して、スタンプラリーや観光スポット等に関するアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、委託者に提出すること。アンケートの内容については、委託者と協議の上、決定するものとする。

4 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和9年3月25日（木）までに事業完了報告書を提出すること。

また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託事業の実施内容、実績、効果検証等をまとめた報告書

(2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

5 著作権等

(1) 本件業務においては、著作権の取扱に十分注意すること。

(2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。

(3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。

(4) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。

(5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

7 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。